

石川民医連内、及び他県民医連への業務支援について

標記の件については、従来から「旅費規定」（1978年5月1日）、「北陸三県民医連への医師支援、並びに民医連外近医への医師支援規定の改正について」（1994年6月1日）等の規定に沿って対応してきた。しかし、県連内と富山・福井民医連への支援との関係、北陸三県外への支援の発生、週休2日制の実施と土曜日支援との関係など相互の規定に矛盾が生じたり、実情に合わなくなっている。そこで以下の様に整理し、提案する。医師以外の職員についても、支援手当額以外はこの規定の考え方を準用する。

1) 県連内施設に業務支援を命ぜられた時

交通費実費のみ支給する。自家用車の場合はガソリン代（通勤手当の計算式に準じる）と実際に利用した有料道路代とする。

但し、輪島診療所の場合は北陸三県内出張に準じて日当1,500円を支給する。

2) 富山、福井の民医連施設に業務支援を命ぜられた時

平日は、交通費実費と北陸三県内の出張日当1,500円を支給する。

時間外に及んだ時、ないしは休日の場合は支援手当を支給する。

夜10時以降に帰宅、又は帰院した場合 5,000円をプラスする。

休日の場合は、1パート4時間 15,000円、30,000円限度とする。

1週間以上の長期支援の場合は、出張日当として1日当たり3,000円を支給する。

3) 北陸三県外の民医連施設に業務支援を命ぜられた時（新設）

出張日当として、1日につき3,000円を支給する。

算定表	出張日当	交通費	支援手当（1パート当り）		
			平日	土・休日	備考
県連内支援	0	実費	—	15,000	
輪島支援	1,500	実費	—	15,000	
富山・福井支援	1,500	実費	—	15,000	時間外 5,000 ※1
長期支援	3,000	※2			
三県外支援	3,000	実費	—	15,000	

※1 夜10時以降帰宅、帰院の場合 5,000円をプラスする。

※2 1週間以上の長期（出向）支援は、1日につき3,000円を支給する。

この規定の実施は、1999年8月1日からとする。